

令和2年5月8日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

1. ガス機器・石油機器に関する事故
該当案件なし
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故
該当案件なし
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故 4件
(うち電気カーペット1件、車いす1件、電動アシスト自転車1件、
自転車用幼児座席1件)
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審議を予定している案件
該当案件なし

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課（製品事故情報担当）

担 当：鈴木、柳川、豊田

電 話：03(3507)9204（直通）

F A X：03(3507)9290

■消費生活用製品の重大製品事故一覧

別 紙

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

該当案件なし

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

該当案件なし

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202000082	令和2年4月19日	令和2年4月30日	電気カーペット	火災	当該製品のコントローラ一部及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	群馬県	
A202000083	令和2年4月11日	令和2年4月30日	車いす	重傷1名	施設で当該製品に使用者(80歳代)を乗せて、車いす用体重計に乗せようとしたところ、転倒し、負傷した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	宮城県	
A202000084	令和2年2月2日	令和2年5月1日	電動アシスト自転車	重傷1名	当該製品で走行中、自動車に衝突し、転倒、負傷した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	滋賀県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和2年4月27日
A202000085	令和元年7月18日	令和2年5月1日	自転車用幼児座席	重傷1名	子供(8歳)を当該製品に乗せて自転車で走行中、子供の左足が後輪に巻き込まれ、負傷した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和2年4月27日

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において審議を予定している案件

該当案件なし